

台風15号により被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置について

2019年9月25日
北陸電力株式会社

このたびの台風15号により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、台風15号の影響による停電により、災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、被災されたお客さまからのお申し出に応じて、以下のとおり電気料金の特別措置を適用させていただきます。

1. 適用対象

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、被災されたお客さま

(1) 災害救助法が適用された地域

災害救助法 適用日	適用 都道府県	適用市町村
2019年9月9日	千葉県	千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

(2) 隣接する地域

適用 都道府県	適用市町村
茨城県	潮来市、稲敷市、神栖市、稲敷郡河内町、北相馬郡利根
千葉県	千葉市美浜区、習志野市、柏市、八千代市、我孫子市、白井市、夷隅郡御宿町

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の1か月間延長

被災されたお客さまの2019年8月分（2019年9月9日以降に支払期日を迎えるものに限ります）、9月分、10月分および11月分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長いたします。

(2) 不適用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、6か月間に限り申し受けません。

特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社お客さまサービスセンターまでお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】北陸電力株式会社 お客さまサービスセンター

Tel : 0120-418969

<月～金曜日 9時～19時、土日祝日 9時～17時（年末年始を除く）>